

## 第7章 入学

(修士課程、博士前期課程、専門職学位課程の入学資格)

第28条 本大学院の修士課程若しくは博士前期課程又は専門職学位課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、当該研究科において認めた者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (7) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (10) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項第5号に関する規程は別に定める。

(博士後期課程の入学資格)

第29条 本大学院の博士後期課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位課程の学位を有する者
- (3) 修士の学位又は専門職学位と同等以上の外国の学位を有する者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(8) 本大学院において第1号又は第2号と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定試験)

第30条 本大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、検定試験を行う。

(再入学)

第31条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、当該研究科委員会の審議を経て、これを許可することができる。

2 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。

3 再入学した者の在学年数に端数があるときの取扱いは、研究科委員会の審議を経て、研究科委員長が決定する。

(転入学)

第31条の2 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、第30条に準じる試験を経て入学を許可することができる。

2 転入学した者の在学期間は、転入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。

(専攻及び研究科の変更)

第31条の3 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することはできない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、許可することができる。

(入学時期)

第32条 本大学院の入学時期は学年の初めとする。ただし、研究科委員会の定めるところにより、後学期の初めとすることができる。

(外国人入学特別選考)

第33条 外国人で入学を希望する者については、特別選考により、入学を許可することができる。

2 前項に関する規程は別に定める。

(入学手続き)

第34条 入学の許可を受けた者は、別紙所定の書式による誓約書及び本学所定の書類を提出し、入学金その他所定の納入金を納付しなければならない。

(保証人)

第35条 入学の許可を受けた者は、近親者又はこれに準ずる独立の生計を営む成年者を保証人として届け出るものとする。

2 保証人は学生の在学中、確実にその責務を果たし得る者でなければならない。